

議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

下水道課業務係

議案名

議案第74号 桐生市下水道事業の設置等に関する条例

趣旨・目的

国からの要請による下水道事業への公営企業会計の適用に伴い、地方公営企業法に基づき下水道事業を企業として設置する必要があるため、条例を制定しようとするものです。

概要

- 1 下水道事業は、現在、地方財政法に基づく「公営企業」として桐生市の事務事業として執行していますが、国からの要請の趣旨を踏まえ、地方公営企業法に基づく「地方公営企業」として企業を設置し、公営企業会計の適用及び効率的・機動的な経営を行えるよう、条例を制定するものです。

項目	内容
1 下水道事業の設置 (第1条)	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。
2 法の財務規定等の適用 (第2条)	下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する。
3 経営の基本 (第3条)	下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 現在、下水道事業特別会計で処理している下水道事業に係る歳入歳出予算は、公営企業会計に引き継ぎ、同特別会計は令和元年度末で廃止します。

(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

本市の下水道事業を取り巻く状況は、人口減少等による使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新投資の増加が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあります。このような中、計画的な経営基盤の強化を的確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むよう国からの要請がありました(平成27年1月27日総務大臣通知)。

以上のことを背景に、本市では平成27年度から公営企業会計適用に向けた準備を進めてきており、今回の条例案提出に至るものです。